

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理について（特別交付税3月算定分）【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数

37件（都道府県分10件、市町村分27件）

同様な意見を1項目として数えると15項目

2 意見の処理について

15項目のうち4項目について意見の趣旨を踏まえ、特別交付税等の算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法等の改正等を行う主な例】

○平成28年度以降の特別交付税の割合（2団体）

○原爆被爆者養護ホームの運営費（2団体）

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等（一部採用を含む。）を行うこととしたものを示す。

（都道府県分）

算定項目等	提出団体	内容	処理状況
鉄道施設耐震対策	千葉県	鉄道施設耐震化対策事業に係る地方負担について措置	
PCB 廃棄物処理経費	富山県	PCB 廃棄物の処理経費について措置	
地域鉄道支援	富山県	並行在来線の利便性向上の為の経費について措置	
地方公会計	富山県	統一的な基準による地方公会計整備に係るシステム改修経費について措置	※ 普通交付税により対応
衛生費等	鳥取県、 島根県	地域医療介護総合確保基金（介護分）の団体ごとの負担を踏まえた措置	
その他の教育費	島根県	公立大学における別科助産学専攻に対して措置	
救急医療用ヘリコプター	島根県	国庫補助金の減少による地方負担の増加について措置	
河川費	大分県	土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る地方負担額の適切な反映	
総括的事項	鹿児島県	平成28年度以降の特別交付税の割合の引下げ（6%→5%→4%）について慎重に検討	※

(市町村分)

算定項目等	提出団体	内容	処理状況
小中学校費	北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、川崎市、相模原市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、浜松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、堺市、兵庫県神戸市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県北九州市、福岡市	県費負担教職員の県から政令指定都市への権限委譲に伴う人事給与システム等の改修経費等について、新たに措置	
地方公会計	東京都東村山市	統一的な基準による地方公会計整備に係るシステム改修経費について新たに措置	※ 普通交付税により対応
連携中枢都市圏	兵庫県	定住自立圏と連携中枢都市圏の両方の圏域に参加する市町村について財政措置の拡充	
原爆被爆者養護ホーム	広島県広島市、長崎県長崎市	原爆被爆者養護ホームに係る地方負担額について新たに措置	※
社会保障・税番号制度	高知県	「社会保障・税番号制度」導入に係るセキュリティーの抜本的な対策経費（システム改修経費）について、新たに措置	※ 補正予算債等により対応
原爆被爆者に係る介護保険利用被爆者助成	長崎県長崎市	原爆被爆者の介護サービス等の利用者負担部分の軽減措置について、新たに措置	
総括的事項	長崎県	平成28年度以降の特別交付税の割合の引下げ（6%→5%→4%）について慎重に検討	※
耐震改修事業	鹿児島県指宿市	国庫補助金の減による地方負担の増についても措置	